

いちき串木野市パートナーシップ 制度の手引き

ALLY
Ichikikushikino



いちき串木野市

Ally(アライ)とは、LGBTQ+をはじめとする性的
マイノリティのことを理解し、自分にできるこ
とは何かを考えて行動する支援者のこと

目 次

1	はじめに	・・・3
2	制度の流れ	・・・3
3	届出をできる人	・・・4
4	届出に必要なもの	・・・5
5	交付書類	・・・6
6	受領証等の再交付・返還等について	・・・7
7	受領証等の継続使用	・・・8
8	利用可能な行政サービス	・・・10
9	相談窓口	・・・11
10	よくある質問	・・・11

1 はじめに

いちき串木野市は、いちき串木野市男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、お互いの存在や違いを認め合い、支え合い、そして共に生きることのできる社会の形成を実現するため、令和7年4月からパートナーシップ制度を始めました。

この制度は、いちき串木野市がお二人のパートナーシップを尊重するもので、法律上の効果（相続や税金の控除など）が生じるものではありません。

しかし、お二人が互いを人生のパートナーとして、安心して、いきいきといちき串木野市で生活ができるよう、行政がその関係を尊重し、寄り添うことは意義のあることと考えています。

この制度の導入により、性的マイノリティに関する社会的理解が広がり、誰もが自分らしくいきいきと輝く、多様性を認め合う共生社会が実現することを期待しています。

※ パートナーシップ

ここでいうパートナーシップとは、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係をいう。（いちき串木野市パートナーシップ制度実施要綱 第2条第4号）

2 制度利用の流れ

① 必要書類を揃えて届け出る

＊受領証等を受け取りたい日の原則 5 日前までに必要書類を市民生活課に持参、または郵送で提出してください。

＊個室での対応を希望される場合は、電話・Eメールのいずれかの方法で、市民生活課へ届出日時の予約をしてください。

予約連絡および書類提出先：いちき串木野市役所市民生活課（串木野庁舎1階）

所在地：〒896-8601 いちき串木野市昭和通 133-1

午前8時30分から午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く。）

TEL 0996-33-5612（直通）

Mail shimin2@city.ichikikushikino.lg.jp

② 届出の受理

- * 市民生活課にて届出書類を確認し、内容等に不備・不足がなければ届出を受理します。
- * 届出受領証には受理日を記載します。
(郵送の場合、発送時に想定した到着日受理日が異なる場合があります)
- * 届出書類に不備がある場合、受領証等の受け取り日時を延期させていただくことがあります。



③ 届出受領証等の受け取り日時を予約する

- * 届出受領証等の受け取り日時を調整します。
- * 郵送の場合は、市民生活課よりご連絡します。市から受け取り日時が確定した旨を回答した時点で受け取り日時の予約が成立します。



④ 届出受領証等を受け取る

- * 予約した日時に、本人確認書類をお持ちの上、必ずお二人揃って市民生活課までお越しください。
- * どうしても二人揃ってお越しいただくことができないときや、個室での対応を希望される場合は、市民生活課へ申し出てください。

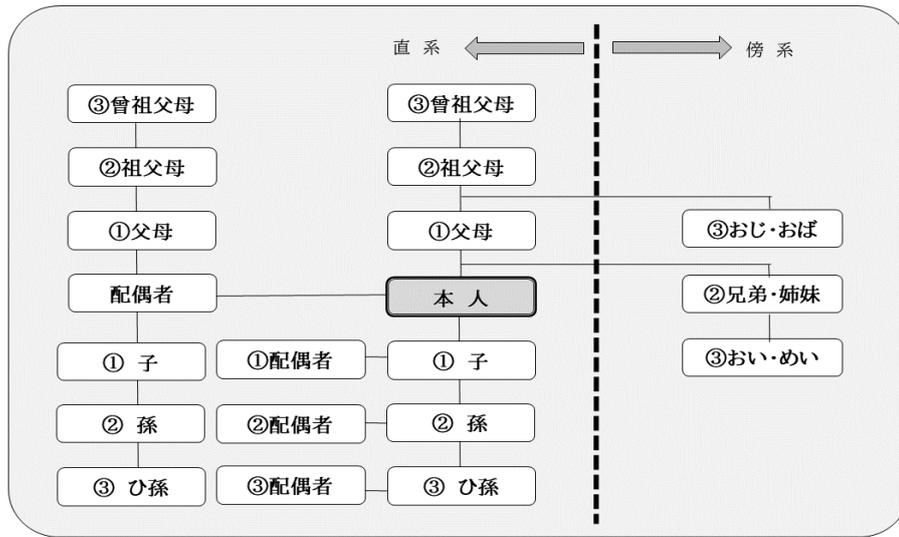
3 届出できる方

パートナーシップ届出をするには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 成年に達していること（満18歳以上の方）
- ② 一方または双方がいちき串木野市民であることまたは、14日以内に転入予定であること
- ③ 配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む）がいないこと
- ④ 届出者以外の方とパートナーシップの関係がないこと
- ⑤ 届出者同士の関係が、近親者でないこと

※パートナーシップ関係に基づく養子縁組は除く





4 届出に必要なもの

届出には、以下のものが必要となります。

- ① いちき串木野市パートナーシップ届（様式第1号）
 - * いちき串木野市役所市民生活課の窓口準備しています。
 - * いちき串木野市ホームページからもダウンロードできます。
 - * 自署できない場合は、代書も可能ですが、パートナー以外の方でお願いします。

- ② 住民票の写し
 - * 1人1通ずつお持ちください。（3ヶ月以内に発行されたもの）
 - * 本籍地及び世帯主との続柄の表示は不要
 - * 同一世帯になっている場合は、2人分の情報が記載されたもの1通で可

【転入予定の場合】

- * その事実が確認できる書類（転出証明書、賃貸借契約書の写し等）及び転入後の住民票の写しを届出後14日以内に提出してください。

- ③ 独身であることを証明する書類（独身証明書・戸籍抄本など）
 - * 1人1通ずつお持ちください。（3ヶ月以内に発行されたもの）

【外国籍の方の場合は】

- * 配偶者がいないことを確認できる書面（大使館等の公的機関が発行する結婚具備証明書等）に日本語の翻訳を添えて提出

本人確認できるものをお持ちください。

* 個人番号カード、旅券、在留カード、官公署が発行した免許証など、本人の顔写真が貼付されたもの

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めています。

5 交付書類

パートナーシップの届出をされた方には、以下の書類を、届出書の写しと併せて交付いたします。

① いちき串木野市パートナーシップ届受領証

お二人がいちき串木野市に「パートナーシップ届」を提出し、それをいちき串木野市が受理したことを証明するものです。お二人に1枚交付します。(A4サイズ)

届受領証 (A4サイズ)

いちき串木野市は、市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、お互いの存在や違いを認め合い、支え合い、そして共に生きることでできる社会の実現を目指しています。この受領証は、法律上の効果が生じるものではありませんが、お互いを人生のパートナーとすることを誓った事実を市が認め、交付したものです。

この受領証の提示を受けたときは、上記の趣旨を御理解いただきますとともに、個人情報の取扱いには、十分な御配慮をお願いします。

通称を使用している場合のみ、以下に戸籍上の氏名を記載します。
※外国人にあっては、これに準ずるもの

通称名 _____ 通称名 _____
(戸籍上の氏名) (戸籍上の氏名)

② いちき串木野市パートナーシップ届受領カード (運転免許証サイズ)

「パートナーシップ届」の受理を証明する運転免許証サイズの携帯用カードです。お二人に1部ずつ交付します。

パートナーシップ届受領カード、第 号

いちき串木野市パートナーシップ制度実施要綱に基づきパートナーシップ制度を届出されたことを証します。

本人 _____ パートナー、 _____

(年 月 日生) (年 月 日生)。
年 月 日 いちき串木野市長 [印]

この受領証は、法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人が人生のパートナーとして日常の生活において相互に協力し合うことを届出されたことを証することにより、お二人が一層いっしょと輝き、活躍されることを期待しています。

※この受領カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分御理解ください。

戸籍上の氏名 (通称名を特用の欄へ)
※外国人にあっては、これに準ずるもの。
本人 _____ パートナー、 _____
氏名 _____ 氏名 _____

6 受領証等の再交付・返還等について

受領証や受領カードの再交付申請、氏名等の変更届出をされる場合は、届出の際と同様に、事前に電話又はメールで、市民生活課へ手続きの日時の予約等をお願いします。

① 再交付

受領証・受領カードを紛失、破損、汚損してしまったときは、「パートナーシップ届受領証再交付申請書」により再交付を申請することができます。

また、氏名（通称名含む）などに変更が生じた場合も「パートナーシップ届受領証再交付申請書」に受領証・受領カードを添付し申請していただき、その後、変更内容を反映し再交付いたします。

再交付申請に必要なもの

- ・パートナーシップ届受領証等再交付申請書
- ・再交付を希望する受領証や受領カード ※紛失以外
- ・変更した事実がわかる書類（住民票の写しなど）
- ・本人確認書類

※紛失により再交付を受けた場合で、後日紛失した受領証や受領カードが見つかった場合には、それらを速やかに返還してください。

② 返還

下記のいずれかに該当する場合は「パートナーシップ届受領証等返還届出書」により、受領証と受領カード（2部）を返還していただきます。

その際には、本人確認を行いますので、本人確認書類を併せてお持ちください。

- ✓お二人の意思によりパートナーシップが解消されたとき
- ✓お二人ともいちき串木野市外へ転出したとき
- ✓一方が死亡した後に、新たな者とパートナーシップを届出するとき
- ✓届出が無効となったとき
- ✓「3.届出をできる方」の③～⑤の要件に該当しなくなったとき

返還届出時に必要なもの

- ・パートナーシップ届受領証等返還届出書
- ・受領証・受領カード
- ・本人確認書類

③ 無効

下記のいずれかに該当する場合は「パートナーシップ届受領証等返還届出書」により、受領証と受領カード（2部）を返還していただきます。

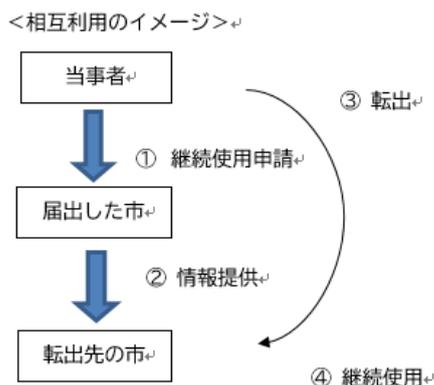
- ✓ 届出者がパートナーシップを形成する意思がないとき
- ✓ 偽りその他不正の手段により受領証等の交付を受けたとき
- ✓ 受領証等を不正に利用したことが明らかになったとき
- ✓ 「3.届出をできる方」の要件に該当しなくなったとき
- ✓ いちき串木野市内へ転入予定の方が、宣誓した日からおおむね3か月以内に住民票の写し等を提出しないとき

7 受領証等の継続使用

都市間相互利用について

パートナーシップ制度の連携協定を締結した自治体へ転出し、転出先でも引き続きいちき串木野市が発行した受領証等の使用を希望する場合は、いちき串木野市にパートナーシップ届受領証等継続使用申請書（様式第6号）を提出する必要があります。

- ・協定を締結している自治体（予定） ○鹿児島市 5/1～ ○日置市 ○出水市 ○指宿市 ○志布志市 ○鹿屋市 ○南さつま市 4/1～ ※一部の自治体で、手続きが異なります。



都市間相互利用の流れ（転出）

【いちき串木野市から協定を締結している自治体への転出の場合】

届出者がパートナーシップ届受領証等継続使用申請書をいちき串木野市に提出

→いちき串木野市から転出先の自治体に情報提供

→届出者は転出後もいちき串木野市の受領証等を使用可

●返還

・返還すべき事由に該当する場合、いちき串木野市へ返還していただきます。

●再交付

・いちき串木野市に申請してください。

【いちき串木野市から協定を締結していないパートナーシップ制度導入自治体への転出】



→返還届をいちき串木野市に提出

→転出先自治体にて新たに届出

【いちき串木野市からパートナーシップ制度を導入していない自治体への転出の場合】



→返還届をいちき串木野市に提出 ※転出先自治体では届出不可

受領証等の継続申請

- ・「パートナーシップ届受領証等継続使用申請書」に記入し、交付済みの受領証等と一緒にご提出していただきます。
- ・本人確認書類にて、本人確認等を行います。

都市間相互利用の流れ（転入）

【協定を締結している自治体からいちき串木野市へ転入の場合】



届出者がパートナーシップ届受領証等継続使用申請書を転入前自治体に提出

→転入前自治体からいちき串木野市に情報提供

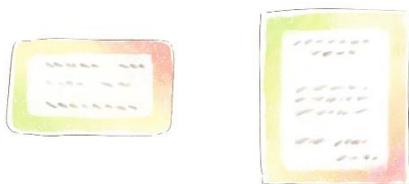
→届出者は転入後も転入前自治体の受領証等を使用可

※無効となる事由が生じた場合は継続していちき串木野市で使用できなくなります。

8 利用可能な行政サービス

下記記載の行政サービスは、パートナーシップ届受領証又はパートナーシップ届受領カードを提示すると受けられるサービスと、パートナーシップ届出の有無に関わらず「同居人」「生計を同一にする者」等であれば利用可能なサービスや、「委任状」により本人以外が申請可能なサービス等も一覧表に含めてあります。

※今後も、利用できる行政サービスの追加等がありましたら随時お知らせしていきます。



令和7年4月1日現在

No.	名称	要件/必要書類等	お申込み/お問合せ		届出必要		届出不要		行政サービス等の概要
			窓口	電話番号	受領証等の提示必要	受領証等の提示不要(口頭確認)	口頭確認	委任状が必要	
住宅	1 市営住宅の入居申込み	パートナーシップ届受領証写し等	都市建設課	21-5112	○				パートナーも事実上婚姻関係にあるものとして申込できます。
	2 定住促進補助金	パートナーシップ届受領証写し等	企画政策課	33-5626	○				市内居住者、移住者の住宅建設等の支援を行う。若年世帯(世帯主又は配偶者が45歳未満)であれば基本額に加算されます。※パートナーも含む
	3 り災証明書の交付(火災)	本人または同一世帯以外の方が申請する場合、委任状、その他の書類が必要な場合あり	消防本部	32-0119			○		火災等により被害に遭われた方で証明書が必要な方のパートナーが代理申請をすることができます。
	4 り災証明書の交付(火災以外)	同一世帯:委任状不要 別世帯:委任状必要	まちづくり防災課	33-5631			○		災害に遭われた方で証明書が必要な方のパートナーが代理申請をすることができます。
医療	5 国民健康保険	住民票上同一世帯であれば、同一世帯の被保険者となる	健康増進課	33-5613			○		パートナーも同一世帯として申請することができます。
	6 要介護認定		長寿介護課	33-5673			○		パートナーも家族による代理手続きと同様に申請することができます。
	7 救急搬送証明書の交付	本人または同一世帯以外の方が申請する場合、委任状、その他の書類が必要な場合あり	消防本部	32-0119			○		搬送された方の証明書をパートナーが代理申請をすることができます。
福祉	8 災害見舞金(市)	生計を主として維持していたこと/パートナーシップ届受領証写し等	福祉課	33-5619	○				パートナーが自然災害で亡くなられた場合等など遺族等に見舞金が出ます。
	9 生活保護申請	生計同一であること	福祉課	33-5620			○		パートナーも同一世帯として申請することになります。
その他	10 福利厚生	市職員/パートナーシップ届受領証写し等	総務課	33-5625	○				結婚休暇等

9 相談窓口

窓口名称	電話番号・相談日時	備考
いちき串木野市市民生活課市民相談係	0996-33-5612 平日8：30～17：15	いちき串木野市パートナーシップ制度の担当窓口です。悩みに応じて専門機関等に繋がります。
鹿児島県男女共同参画センター	099-221-6630 (6631) 水～日・祝日9：00～17：00 火（月曜日が祝日の場合は水曜日）9：00～20：00	男女共同参画相談員が性別に起因した悩みの一つとして相談に応じます。
全国共通人権相談ダイヤル	0570-003-110 平日8：30～17：15	不当な差別、いじめ、暴力に関する相談に応じます。
かごしまの教育ホットライン24	0120-0-78310 年中無休24時間体制	児童生徒のLGBT等に関する相談に応じます。
県精神保健福祉センター各保健所	099-218-4755 平日9：00～17：00	思春期に関する事や心に関する悩みについて相談に応じます。
よりそいホットライン	0120-279-338 年中無休24時間体制 ※性的少数者の専門回線あり	性的指向（好きになる性）や性自認（自分の認識する性別）に関してのお悩みの方※ガイダンスが流れたら4を押してください。

10 よくある質問

- ① 制度利用に際し、プライバシーは守られますか？
 - A. 届出の際は、プライバシー保護のため個室で対応します。市民生活課へ申し出てください。提出された書類や記載されている内容等の大切な個人情報はず守られます。
- ② パートナーシップの届出に費用はかかりますか？
 - A. パートナーシップ届の提出や、受領証等の発行に費用はかかりません。ただし、届出の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは、自己負担となります。

- ③ パートナーシップ制度と結婚は、どう違うのですか？
- A. 結婚は法律に基づき行われるもので、法的な家族となり、相続などの財産上の権利や、税金の控除や扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。
- 一方、いちき串木野市のパートナーシップ制度は、要綱(市の内部規定)に基づいて行われるものであり、法的効力はありません。
- また、この届出により戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。
- ④ 法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか？
- A. 本制度は、いちき串木野市がお二人のパートナーシップを尊重するものです。こうした地方自治体のパートナーシップ制度に応じ、民間サービスの提供が徐々に始まっています。
- 例) 携帯電話会社の家族割や旅行会社のマイレージ共有、銀行の住宅に関するペアローン、生命保険の受取人など
- ※サービスの取り扱いがない場合があります。
- この制度の導入により、性的マイノリティに関する社会的理解が進み、パートナーシップが尊重される取組が広がっていくことを期待しています。
- ⑤ いちき串木野市民でないと届出できないのですか？
- A. 双方または一方が市内へ転入を予定している方であれば、届出できます。
- 届出の際に、市内に転入することの事実が確認できる書類(転出証明書や賃貸借契約書など)の提出が必要です。届出後14日以内に住民票の写しを提出してください。
- ⑥ 届出は同姓カップルしかできませんか？
- A. 異性カップルでも届出できます。
- 性的マイノリティの方であれば異性間のカップルであっても、要件を満たしていれば届出することができます。
- ⑦ 通称名は使用できますか？
- A. 通称名は使用することができます。
- 通称名の使用を希望される場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類(郵便物、名刺、社員証等)を届出時に提示してください。
- ※通称名を使用した場合、「パートナーシップ届受領証」と「パートナーシップ届受領カード」の裏面に戸籍上の氏名を記載します。
- ⑧ 代理や郵送での届出はできますか？
- A. 代理や郵送での届出はできます。
- ただし、「パートナーシップ届受領証」と「パートナーシップ届受領カード」の受け取りは、原則お二人が揃ってお越しいただき、本人確認した上で交付します。どうしてもお二人揃っ

て来ることができない場合は申し出てください。

⑨ 市外に転出する時は、どうしたらいいですか？

A. パートナーシップの解消や双方が市外へ転出したときは受領証等をいちき串木野市に返還する必要があります。返還される場合は、パートナーシップ届受領証等返還届（様式第5号）を提出する必要があります。

ただし、パートナーシップ制度の連携協定を締結した自治体へ転出する場合は、パートナーシップ届受領証等継続使用申請書（様式第6号）をいちき串木野市へ提出することで、転出先でも引き続きいちき串木野市が発効した受領証等を使用することができます。

※連携協定を締結した自治体や手続きの詳細は、市のホームページでご覧いただけます。

※いちき串木野市が発行した受領証等が使用できない場合もありますので、ご確認ください。

⑩ 市来庁舎でも届出できますか？

A. 市来庁舎では届出できません。パートナーシップ制度の窓口は、串木野庁舎市民生活課です。

⑪ 同居していないと届出できないのでしょうか

A. 必ずしも同居している必要はありません。ただし、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

⑫ 外国籍の人もパートナーシップ届出ができますか？

A. 外国籍の人も届出の要件が揃えば届出は可能です。外国籍の場合、届出に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する結婚具備証明書（3か月以内に発行されたもの）など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えてご提出してください。

ただし、パートナーシップ届出をしても在留資格や在留期間は変わりません。

⑬ 受領証等は即日交付されますか？

A. 届出の際にお二人揃ってお越しいただき、届出書や必要書類に不備がなければ、原則即日交付します。ただし、届出から受領証等の交付までは1時間程度お時間をいただきます。

⑭ パートナーと関係を解消した場合はどうすればいいですか？

A. パートナーシップ届受領証等返還届を提出し、受領証等を返還していただきます。

⑮ 死亡した場合は受領証等を返還しなければならないですか？

A. 返還していただく必要はありません。ただし、別の方とパートナーシップを届出する場合は、返還していただきます。また、亡くなられた後に再交付申請書により新たに受領証等を交付することはできません。